国保運営方針について

日本一の健康長寿県構想

国保運営方針とは

平成30年度の国保制度改革に伴い、都道府県が国保の財政運営の責任主体として中心的な役割を担うこととなった。一方、市町村においては、引き続き地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細かい事業を担うこととなっている。

そこで、都道府県とその県内の各市町村が一体となって、財政運営、資格管理、保険給付、保険料率の決定、保険料の賦課・徴収、保健事業その他の保険者の事務を共通認識の下で実施するとともに、各市町村が事業の広域化や効率化を推進できるよう、都道府県が県内の統一的な国民健康保険の運営方針を定めることとされている。

法定の記載事項

・国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し
・保険料の標準的な算定方法及びその水準の平準化に関する事項
・保険料の徴収の適正な実施に関する事項
・保険給付の適正な実施に関する事項
・医療費適正化の推進のために必要と認める事項
・国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項
・保健医療・福祉サービスに関する施策その他の関連施策との連携に関する事項
・その他都道府県が必要と認める事項

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
	市町村が個別に運営			国保の都道府県単位化												保険料水準の統一(予定)

高知県国保運営方針

第１期国保運営方針（H30.4.1～R3.3.31）

【主なポイント】
●国保が都道府県単位化されて最初の運営方針。
●**国民健康保険法で記載が求められている事項を網羅**する形で策定。

【主な取組成果】
●記載事項の取組を着実に進め、制度改革後の国保を円滑に運営した。

第２期国保運営方針（R3.4.1～R6.3.31）

【主なポイント】
●将来的に県内国保の**保険料水準の統一を目指した議論を行う**ことを追記。

【主な取組成果】
●令和12年度に保険料水準の統一を目指すことについて、結論を取りまとめた。（R5.6）

第３期国保運営方針（R６.4.1～R12.3.31）

【主なポイント】
●**令和12年度を目標に保険料水準の統一を目指す**ことを記載。
●統一の定義は**「同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料」**。
●統一に向けた納付金(保険料)の算定方法を明記。
・医療費水準を反映させない(R6から実施)
・決算補填目的の一般会計からの繰入解消
・賦課方式の統一
→医療・後期３方式、介護２方式
→応能応益割合は所得係数を使用
→均等割と平等割は70:30

【令和８年度中間見直しのポイント】
●**保険料水準の統一の取組全体の進捗状況を踏まえ**て見直しを検討。

その他にも、
●医療費分析に基づく県及び市町村国保データヘルス計画に沿った保健事業の実施。　等

次期運営方針

水準統一後を見据えた改定

県内保険料水準統一の動き

■【R2.８】
知事と町村長との意見交換会
（知事に対し保険料水準の統一についての要請あり）

■【R4.８】
保険料水準の統一に向けた知事と市町村長の方向性の合意確認

■【R5.6】
県内国保の保険料水準のあり方についての結論の取りまとめ

市町村がそれぞれの実情に沿って統一に向け計画的に保険料を改定

国の主な動向

■【H27.5】
国民健康保険法一部改正
（H30年度に都道府県単位化）

■【R2.５】
都道府県国民健康保険運営方針策定要領等の改定
（将来の保険料水準の統一を目指すことを都道府県に要請）

■【R5.6】
都道府県国民健康保険運営方針策定要領等の改定
（保険料水準統一の達成目標や達成年度、取組を定めることを都道府県に要請）